

平成28年度 第2回 権利擁護専門部会

1. 日時 平成28年11月25日（金）午前10時から

2. 会場 プラザ菜の花4階楨2

3. 出席者

(1) 委員(19名中12名出席)

佐藤委員(部会長) 白井委員(副部会長) 五十嵐委員 池永委員 植野委員 岡本委員 酒井委員 佐久間委員 渋沢委員 滑川委員 橋野委員 山岸委員

(2) 県

古屋課長 川口障害者権利擁護推進室長 他

1. 開会

2. 議題

① 市町村虐待防止センターにおける対応状況等について

② 平成28年度障害者虐待防止・権利擁護研修について

③ 障害者虐待防止アドバイザー派遣事業について

④ 障害者差別解消法について

⑤ 情報保障ガイドラインの見直しについて

⑥ その他

3. 閉会

4. 議事における意見及び質疑応答

①市町村虐待防止センターにおける対応状況等について

【酒井委員】

まず周知されていないという点について。虐待の疑いでもいいというものも、もし間違っていたらどうしようと通報者が考えるかもしれない。特にその地域に住んでいる方は、間違ったことを言ったら申し訳ないと思うこともあるかもしれない。実際にそのようなことも近所であった。こどもが夜、外に出されて泣いていて、虐待ではないかと考えた際に誰が通報するのかという話になるので、なかなかこれは難しい問題と思う。

最近私の施設であったことだが、金銭的虐待を家族から受けているという話を相談支援専門員が被虐待者本人から聞き、「すぐに市役所に言って対応してもらうべき、しかしご家族も一生懸命だし」という話になった。しかし、本人は相談支援専門員を信じて頼ってきているので、その辺は役割分担をしっかりと考える必要がある。ケースを勉強するときに、だれが何の役割を分担するかについて学ぶと良いのではと思う。私の施設では、「あくまでもご本人の気持ちに寄り添って、話を良く聞いてあげ、かたや虐待については通報するということでいいと思う」と相談支援専門員に伝えた。その職員から本人の主治医に文書を出そうと提案されたが、それはこちらの役割でなく、虐待通報してあるので行政から動いてくれるという話になった。そのあたりの役割分担を学ぶ機会があると、迷わないで動けるのではと最近感じた。

【滑川委員】

県内の54市町村を対象に調査を行ったということだが、問1の1で「障害者虐待防止法の住民等への周知が十分に行きわたっていない」が45市町村ということは、9市町村は十分ではないにしろ、行きわたっていると考えていいのかと思ったが、そのような市町村が本当にできているというのなら、どのように検討してどのようにやっているのか好事例として教えて頂きたいし、もしかすると出来ていないことに気付いていない市町村もあるかもしれない。この結果をもとにもう少し活用出来たらと思う。

【渋沢委員】

酒井委員のご意見と似ているが、虐待の通報や虐待が疑われることがあったときに、一義的には市町村が対応するが、虐待かどうか微妙なことがあったりすると、それは白なのか黒なのかといったことや、小さい事業者だと通報した方の匿名性を担保することは中々難しいこと、また、法律が出来て何年かになるが、対応スキルが積み上がってない印象を持っている。それについて県として研修など行っていることがあるかどうか、あるとしたらその辺に力を入れていただけたらと思う。

【池永委員】

虐待という今の社会の現状から鑑みると、やはり通報を定着させていかなければいけな

いと思っている。私どもも障害者支援施設で業務を行っているが、行政でも民間でも通報の定着には少し時間がかかるのではと思っている。やはりこの問題意識を高めることは必要で、私どもの施設だと、職員の育成のなかで、虐待につながる可能性のあるヒヤリハットまで範囲を広げて虐待という認識を高めている。職員側もそういったことが起こったときに、どこまでが通報すべき内容なのかは先ほどご意見をいただいたが、そこは本当に迷いが生じるころだと思う。少し時間を頂きながら定着させていけるかな、と思っている。

【植野委員】

感じた事考えたこと、意見も併せて話をさせて頂く。ひとつは虐待の疑いがあるということで、通報する、その後実際は違ったということで迷惑をかけることなどのリスクは一つの迷いになるのではと思っている。なので、行政の立場として、ただそこにすぐ立ち入るということに慎重に検討を踏まえた結果ということで、たとえば、立入検査のように突然のことがあるとご迷惑をかけるということがあるので、少しずつどのような調べ方をするかプロセスをある程度周知などした方が安心して通報に結び付くのではないかと考えている。

ふたつ目は虐待というイメージについて。受け止め方は色々あると思うが、例えばご家族が偽名で法的な手続きをした結果、本人に不利益を生じたといった場合、それは虐待に含まれると思うのだが、虐待ではないという判断もある程度行政にあるのではないかと懸念している。例えば偽称や偽名で手続きをしてしまい、本人に結果的に不利益を生ずることになってしまったということが実際に起こっているし、また、例えば講演依頼などで、聞こえない人が打ち合わせをしようとしたときに、来た講師対しいきなり講演を中止して、講師をつるしあげるようなことがあった。それは虐待と思うが、その辺が虐待と結びつくかというような相談もいろいろ入ってきている。事例としての説明は難しいが、精神的に虐待を受けた部分も、もう少し啓発をしてもいいのではと思っている。

【岡本委員】

実際にあった事例がいくつか紹介されているが、例えば生活保護の担当課で対応したり、ケースワーカーが対応していたり等、これは在宅の場合に特に感じるが、生活という基本ベースが横たわっていると、いろいろと要因が絡まり合って、虐待だけの切り口ではなかなか難しい状況があるのではないかと感じる。また、行政は役割分担としてそれぞれの課がそれぞれの立ち位置で関わりを持つことがあるので、そういう壁みたいなものが虐待防止センターへ情報が行かない等の要因にもなっているのではと感じる。在宅における相談等が主になると思うが、少し枠を広げた形での見方を持ったときに、担当課の横のつながりについても今後は何か研修等で行う、チームアプローチをして解決に向かった事例などを行政の方々が研修等で学ぶ機会があれば、当事者への支援等厚みを持ってやっていけるのではないかと感じる。そういった研修をやっていくのも必要ではないかと感じた。

【橋野委員】

行政として、広報啓発はいつになっても必要なもので、きっとどんな状況でも行きわたっていないと回答するのかなと思う。また、広報啓発も大事だと思うが、意識を変えていくことも重要だと思っている。まずは市のケースワーカーと他の部署職員など、法律は把握していると思うが、解決できたから良いという意識で、通報するというところまで意識が行きわたっていないのではとか、施設職員で、法律について知っているが、ご家族の関係を考えて躊躇してしまい、なかなか通報に結び付かないといった例も浦安市で見受けられる。その意識を変えて、疑いであってもすぐに通報する方向へ気持ちを切り替えていかなければと思う。疑いなど細かなことでも市町村の虐待防止センターに通報していただくことで、センター職員もケースをこなし、経験を積んでスキルアップにつながっていくと思うので、そういったことも必要だと思う。浦安市の例だが、庁内の職員の意識を変えるための取り組みとして、虐待防止協議会の下に実務者会議を設けている。健康福祉部のケースワーカーがいる部署とか、児童虐待、高齢者虐待、DV 関係部署と職員の実務者会議を年に何回か行い、それぞれのケース共有も行っているところである。そのなかから違う部署で抱えていた問題にて、障害者虐待防止法で動いた方がスムーズに動けるのではないかな等の意見交換も少しずつできてきているところなので、そういった取り組みも一つ有効なのかなと思う。

【洪沢委員】

橋野委員に伺いたい。なかなか職員のスキルが積み上がっていかないことの原因として、事務職員が対応するにあたり、異動があると個人としてのスキルが積み上がっていきにくいことについて。児童虐待の場合、児童相談所があるのでスキルが積み上がっていきやすいと思う。その辺で工夫なさっていることは貴市であるのか。

【橋野委員】

実は主だって担当している職員がまだ異動していない。異動に向けての準備はしっかりやっていたかなければならないと思っている。常勤職員はどうしても異動があるので、非常勤の専門職を相談員として雇用し、職員が異動しても専門職の相談員が必ず残る仕組みは取っている。また、できるだけケースの報告を協議会で行っている。協議会にはいろいろな専門職や、長年浦安市にて福祉に従事している施設の方等に入っているため、協議会で市の虐待防止センターが行った対応を評価していただくことが必要なのではと思っている。職員の異動に向けていろいろ準備する必要があるのかなと思い、そうしたことに取り組んでいる。

【佐藤部会長】

今の浦安市のご対応を聞いて、もっともなやり方と思う。他の市町村でも職員の異動、非常勤も含め、必ず慣れた人が残るようにやっている市町村も他にもあるように感じる。それから、協議会の場で市の担当者以外にもケースについての認識がある程度共有される

のは非常に重要であると思っており、こういう方式は他の市町村でも工夫していけばいいのかなと思う。

少し市町村のやり方の話とは離れ元に戻るが、「通報した後どうなるかが見えてないとなかなか通報しない」という趣旨のご発言があり、それをごもつともだと思う。ただ、通報してどうなるかという、結局本人の支援に繋げるわけなので、そういう風に言うと、今日データの中にある、福祉の担当者がすでに扱っているという事例であると、そこに通報した方がまずその担当者が扱うということになり、行ったり来たりの話になるので、なかなかこの辺は難しい話かなと思う。なので、どういう風に考えたらいいのかアイデアはないが、市町村職員の啓発とかではなく、ご家族やご本人の啓発というような話が出ている。確かに千葉県は比較的障害者虐待についての研修や啓発が多い県だと思うが、当事者の方々に向けての啓発はやってないことが、従前からこの部会で指摘をされているところであり、今後検討する課題かなと思う。それから、この権利擁護部会で虐待防止についてのケースを共有できるか、我々に認識が十分行われてないので、こういったところをどうやって委員として関わって行けるか、もう少し検討したほうがいいのではと思っている。委員の皆様のご発言を伺って、まだまだやることはあるのかなと思ったところである。

【橋野委員】

本日の資料には書かれていないが、使用者虐待事案についても皆さままでご検討いただければと思う。浦安市では毎年1～2件対応している。県の権利擁護センターとハローワーク、労働局と役割の分担がどのようになっているのかがケースごとに違うようにも思えるケースがあり、本来の役割が確認できればと思うが、中には悪質なケースもある。使用者虐待事案は養護者施設事案よりもまだまだこの法律をわかっておらず、障害についても理解がないままかなりの人数を雇っている会社もある。職場に通っている方が市外、県外のケースもある。使用者についてもそれぞれの役割や、今後状況を見てということがたくさんあるように思うので、ご検討いただければと思う。

【佐藤部会長】

今の御指摘、私も本当に同感する。結局のところ、労働局の企画室へ県の方から報告が行っても企画室で何をやったのか、あるいは何をやろうとしているかが県に報告が返ってこないことがあり、報告しっぱなし、あるいは労働局が報告されっぱなしということがあって、それぞれがどのような連携を取ればいいのか全然わからない状態でこの数年推移している。他にも法務局など様々な機関が県内にあるが、それぞれの役どころがどうなっているかも全然わからないままになっている。連携協議会が虐待防止法の施行年に一度開催され、以降開かれていないが、連携協議会を開くようなことがあれば、そこでまた議論できるし、開かれないならばそういったことについて、関係者が集まって意見調整を試みる必要がある時期に来ているのかなと思う。個別ケースを追っていくと、こうなっていたのか、ということが私個人としてもあるので、県内各部局の連携をもう少し考えなければいけない時期に来ているのかな、と思う。

【白井副部長】

使用者事案のあたり、県から簡単に説明いただいでよろしいか。

【古屋課長】

基本的には虐待防止法のスキームに沿って、権限がある労働局にケースを報告している。報告の結果については確かに労働局から出るが、途中経過はやはり個別の調整等もあり、こちらから問い合わせをする機会はなかなかない。ご指摘いただいた点も含め、労働局との連携の方策を少し考えたい。

佐藤部長から連携協議会のお話をいただいたが、こちらについては確かに1回しか開かれていない状況なので、これからあり方も含め検討したい。労働局は権利擁護部会のメンバーに入っていないので、これからどのようにやっていくかも含め検討させていただきたい。

【植野委員】

行政レベルからの通報という、労働局への通報、他にも法務局もあると思うが、その結果についての連携ということ、こちらが対応する部分もあり、またそちらが対応する部分もある。それぞれ対応する部分の相互連携も非常に重要と思っている。例えば法務局の場合には、不動産や土地などに関することで登記なども関わっている。こういうことに対しては法務局が調査をし、また違った結果が出てくるとの相談もこちらも受けていることがあり、詐欺行為のようなことも、色々偽称行為もあり、やはり連携が必要だと感じている。

もうひとつ、勉強不足で申し訳ないが、住民表を持っていない、例えば別の市や別の県に住んでいる方々について通報に該当するののかということも良く問い合わせがあるが、それを踏まえた上での周知が必要と思う。在日外国人というのもある。そういう人たちはどうなるのか、あるいはピア、当事者というか、仕事としてそこには住んでいないが別の地域から来るなどいろんなケースが出てくると思う。それも含む啓発というのはどのような形か分からないが、こちらの躊躇している部分も無きにしもあらずというのがある。そういった話も良く出てくるのでお願いしたい。

②平成 28 年度障害者虐待防止・権利擁護研修について

【植野委員】

研修に関することだが、行政また県民、市民、民生委員の話も出た。自立支援協議会に関してそれぞれ立ち上がっているが、自立支援協議会は行政レベル、委員と行政という形での話し合いの場、行政だけと委員だけということについて、組織のあり方によって地域格差があるので、認識を一にするためにはそれぞれの自立支援協議会の場所で何らかの研修はあると思うが、それは別にして、県レベルで一堂に会した研修というか、共有認識を持つような機会が大事ななと思っている。

【滑川委員】

当事者向けの講演会という企画があると思うが、当事者の方々は少ない人数で、地域の集まりで研修していくことが大事だと思う。そのときにいかに分かりやすく伝えていけばいいかは、私たちが常に伝えようとするときに悩むところである。が、たとえば、研修会の講演内容を県のHPで公表すれば、それを使って私たちも地域の中で研修をあらためて出来るようになるのではないかと思う。ぜひ分かりやすい研修をした際には、共有できるツールとしてHP等に内容を上げて頂けるとありがたい。

【池永委員】

先ほど使用者虐待の話も出たが、使用者対象の研修の応募はかなり数があるものなのか、また、使用者とはどういった対象の方たちが来られるのか教えていただきたい。

【事務局】

使用者虐待研修については、県内の障害のある方を雇用している企業 2000 社くらいの全企業に案内を送っている。毎年おおよそ 200 弱の事業所が参加している。

③障害者虐待防止アドバイザー派遣事業について

質問なし

④障害者差別解消法について

【渋沢委員】

地域協議会について。千葉県でやっている取組としては、マンガ版などとても良いなと思う。私は内閣府で差別解消法の協議会委員をさせていただいた関係で、他の都道府県などへ行くこともあるが、特に市町村の協議会をどうやって作っていかかがどこでも課題になっていると思う。課題になっていることは、仮に協議会を作ったとしてもそこで何をやるのかよくわからないというのが多いことが一つと、もうひとつは、規模の小さい自治体だと、いろんな会議がある中で協議会を新たに設置することが現実的にできるのかということで、それは現実的に大変だと思う。私の地域は長生郡市で、準備会みたいなものを11月から始める予定だが、連絡会で良い取組みをしている市町村とか、こんな風にやっている例などをそれぞれの地域でわかるように教えて頂ければと思う。

【岡本委員】

明後日、市民が 2000 人くらい集まる「ボランティアと市民活動フェスタ」というものがあり、市内の障害者団体の連絡会の皆様とボランティアの連絡協議会と社協とで、いくつかあるマンガを抜粋し、絵をひとつひとつ大きくして、親子、特に子ども中心に4コマ漫画をひとつひとつ紙芝居形式で啓発を行うつもりである。この漫画のすごくいいところは、大事なところを文章で書いているところであり、これを投げかけて親子に気付きを促すという企画をしている。マンガ版を配布していただいたおかげで、市町村でも取組みに工夫

をすることにより、地域で生活している方々に伝わっていくのではと思う。お礼を申し上げます。ありがとうございます。

【白井副部長】

良い事例の話が出たが、そういう話はすごく大事だと思う。先ほど渋沢委員から地域協議会の話があったので、11月に開催された中で、事務局から報告いただきたい。

【事務局】

先週行った情報交換会では、地域協議会を開催したことのある市町村から情報提供をいただいた。まず昨年に、県と一緒にモデル事業を行った浦安市や、既に一回地域協議会をしている柏市、松戸市、富津市から、実際にどういう議題で行ったのか、メンバー構成はどうしたのかなど、市の取り組みを発表していただいた。事例についてはどの市町村でも発表できない、議題としても上がってきているところは少ないとのことだったが、浦安市からひとつ具体的な事例を発表いただき、それについてこれから設置をしようとする市町村にも具体的にイメージがつかめたとご意見をいただいている。

【白井副部長】

私の関係する旭市も人口が少ない。実は、旭市の自立支援協議会でこの話が出て、小さい規模の市なので自立支援協議会と一緒にやろうということになったが、自立支援協議会そのものが年3回なので、そこで開催すると、ただやった結果しか残らない。なかなか協議会自身のあり方が浸透しておらず、とりあえずやればいい感じが実際にあった。浦安市などは積極的にされてはいるが、千葉県では郡部のバージョンが必要になってくる。そういった情報が欲しいのが正直なところである。

【渋沢委員】

私の地域では広域専門指導員をお誘いして、委託の相談員たちや、関わりのある弁護士もいるので、その辺りの方々にまずはやってみようかと思っている。行政の方には年間に何回かだけでも来てもらえばいいかなと思っている。千葉県はせっかく条例があり、相談員が各地にいらっしゃるので、もっとこのことについても活躍していただいても良いのではと思うが、その辺り県として相談員に、法律との関わりについてイニシアチブを取ってやってもらう方向性があってもいいと思う。なお、うちの地域の相談員の方は良くやって頂いている。

【古屋課長】

広域専門指導員だが、実は去年の差別解消法施行の前から市町村で協議会を立ち上げる際にはアドバイスをと、積極的な参加ということは申し上げているところである。おっしゃっているような形で声をかけて頂ければ、積極的に参加をという部分はあるが、個別ケースを持っている側面もあるので、御協力できる範囲内と思っている。実際に声がかかっ

ている地域もあるので、これから積極的に参加していけるよう、あらためて会議等で周知していければと思う。

【五十嵐委員】

差別解消法について、事業者への研修がどのくらいできるのか気になっている。例えば障害福祉課でできるならば、講師派遣のようなものを、例えば商工会議所とかの研修でやってもらえるよう働きかけていくなどできるのかなと思う。虐待の問題と同じく、市民に周知されていないということがある。商工会議所の中にある事業所は、おそらく市民、県民であると思う。虐待防止研修を県民に行うのはなかなか難しいと思うが、差別解消法を事業者向けに研修していくのは比較的できるのではないかなと思うので、そのときに広く権利擁護の関係で、差別解消法と虐待防止法をセットにした研修を作れたら、そういうところから周知していけるのではないかなと思う。民間に向けた研修を積極的にやっていただけたらと思う。

【植野委員】

千葉県の場合には、様々な会議体があり、障害者団体それぞれが参加し関わっているということもあると思う。私の地元で自立支援協議会、同じような形で複数代表者が関わりながら協議をしているが、地域協議会に関しては、何か絞られてしまっているというか、その辺の配慮の検討、検証をお願いしたいと思う。地元は一つだけに絞ってしまっている部分がある。県は推進会議という会議体もあり、なおかつ調整委員会もある。また、地域協議会もある。推進会議とか調整委員会とかの場も作る可能性も期待はできるのではと思っているが、多くの人たちが関わって啓発に努めていく部分も大事なかなと思っている。また障害者団体を一つに絞るだけでなく、少なくとも複数の障害特性に配慮した形で意思疎通をはかりながらいう手段は、もっと効果的になるのではないかなと思っている。

【酒井委員】

雇用者に関する部分だが、もうちょっと関心を持ってもらえればと思う。ハローワークなどで虐待防止研修などをもう少しやらせてもらえればよいが、そうでなくても何かチラシを置いておくだけでも良いと思う。商工会議所と色々な話をして、年間何回か集まりがある中で、食い込んでいけば少しはお話できるチャンスもあった。出来ない場合でも何か配るものがあればお預かりしますということは言ってくれたので、地道にそういうところにも入っていかなければなかなか雇用者については難しいのではと思う。

【橋野委員】

浦安ではモデル事業をやらせていただいたおかげで、虐待と差別の両方を立体的に取り組むという条例を作って、協議会も窓口をひとつにしたことが良かったかなと思っている。当事者にとっては虐待の疑いなのかどうなのかという点で相談しづらいという話もあったが、困ったとか嫌に感じたところで窓口相談してくださいという周知が出来ているので、

特に法律にとらわれることなく、相談が受ける体制ができているのかなと思う。

協議会だが、先ほど質の向上という点で評価をして頂いているという話もしたが、実は私たち行政だけで解決できない相談もたくさんさせて頂いている。特に弁護士や委員の方々には、2カ月に1回くらいはスーパーバイズとして、相談を個別にしながら判断をしている。

事例の話があったので、この場で報告させていただきたいが、聴覚障害がある方の相談で、クレジット会社にご自分の明細を確認したいということで、浦安市では設置手話通訳が電話代行しているので、市の窓口に来られた。設置通訳の方がクレジット会社に電話代行して明細を教えてくださいと話したら、本人確認ができないと対応できないと断られ、あくまでも市の通訳だと説明しても駄目だった。本人は聴覚障害があり、話すこともできないので、本人が電話できず、どうすればいいかと聞いたところ、クレジット会社の窓口にくるしかないとの案内であった。それはおかしいのではないかと、すぐ市の相談窓口の話があった。相談員が、まずは手話通訳が電話代行で電話した会社の窓口から調整し始めたが、なかなか法律の趣旨を窓口の方は分かっておらず、少しずつ上の方を紹介していただき、最後には本社の方と話し合いをすることが出来た。その際には、千葉県の広域専門指導員に、今までの調整活動の見地から助言を頂き、参考にして本社との話し合いを何回かさせて頂いた。そうしたところ、相談の趣旨をご理解いただくことができ、会社から実情を変えなければいけないと、市役所からの電話に折り返して手話通訳に対応だとか、ファックスやメールなど電話に変わるものにも対応していくことを検討していきたいとの話があった。今回は、窓口に行くのではなく、郵送で身分証明書を添付すれば対応できるとの解決策を最終的に出してもらい、相談者にそのことを返し納得頂けた。

もうひとつ相談を受けている案件があり、これは解決に至っていないが、県立の特別支援学校の通学に関する相談で、ひとつは重度の知的障害の方で、ご自分で電車やバスを乗り換えて自力通学することが難しい方の件である。県では中学までスクールバスを優先的に乗せてくれるが、高校に行くと障害そのものが変わるわけではないのに、自力通学が原則となり、バスの対象にならなくなっている。義務教育のお子さんが乗った後に余裕があれば乗ってよいと言われているが、浦安市内には県立学校が無く、電車やバスの乗り継ぎは難しいということで、要望を受けた。実は、浦安市で高校生のスクールバスを出して通学支援を行っている。そういった実態を知っている方が身体の特設支援学校に、小学校にこれから通いたいという方からの相談があり、そこでは医療的ケアが必要なお子さんや、座位が保持できないお子さんも通学してらっしゃるのだが、そもそもバスの利用対象外と言われている。医療的ケアが必要な方、座位保持ができない方。そもそも看護師をバスに乗せられるのかというところで、県としても難しい部分があると思うが、やはり障害が重いから排除すると捉えられかねないので、医療的ケアが必要な方、座位の保持できないかたの通学支援ということで、千葉県の教育委員会や県知事に対し、浦安市から要望書を出しているところである。これは浦安市だけの問題ではなく、県内で困っている方がたくさんいるのではないかと思います。要望は何年もやっているが、なかなか難しいということでよく言われるので、ご報告させていただく。

【佐藤部会長】

地域協議会の設置のあり方について、千葉県内では条例が先行しているので、条例関係のいろんな制度が整備されている。特に広域専門指導員が16圏域に配置されていて、ご活躍されている。相談や調整、あっせん、調整委員会もあるので、紛議の調整もやるという体制が組まれている。各市町村の協議会においては、紛議調整の部分はそちらの方でやって、市町村の地域協議会ではそういうことはやらないことになるところが多いのではないかと思う。これは全国的にもそうだと思うが、千葉県の場合はなおさら県で体制整備されているのでそうなるのかなと思う。

橋野委員の事例をふたつ伺ったが、ひとつは広域が関わって、もうひとつは県のそのものに要望をいろいろ上げているということで、その部分は県が関わっているわけだが、新聞報道等でいろいろ報道されているケースだと、習志野市で職員が解雇されたことが合理的配慮にかけるということで紛議が今出ている。このケースの具体的な処理そのものについて広域はどうしようもないと思うが、こういうケースが広域や調整委員会に関わってきているのかということ、事務局で把握していたら教えて頂きたい。というのは、大きいケースやかなり厳しいケースについては関わらないというよりも関われないということであると、既存の制度が見方としては厳しいケースに活用されてないことがあるので、少し考え方を変えないといけないのかな、ということもある。少し事実関係を教えていただければ。

【古屋課長】

先ほどの習志野市の解雇のケースだが、原則は差別解消法の窓口が法律では市町村となっているが、市が差別した形で捉えられていることになるので、県でも事実関係について調査をしているところである。ただ、実際の救済の部分については個別事案なので深くお答えはできないが、情報収集等はさせて頂き、対応しているところである。市の枠を超えている部分、先ほど橋野課長からもあったような特別支援学校の対応など、こういったものについては引き続き調整委員会で議論すべき事項と思っている。市で対応できる部分についてはそれぞれで対応していただくことになるが、一方で、県条例の事案はこれまで全ての事案が情報として入ってきたので、差別解消法の事案を県内で把握できないのではないかという部分もあり、市から実際に相談等対応したものについては、引き続き把握し対応したいと思うし、数字についてもこれから調査をしていきたいと思う。

【佐藤部会長】

これは調整委員会に関わった事案なのか。

【古屋課長】

個別事案なので回答を差し控える。県で関心をもって調査をしている。

【植野委員】

相談窓口と広域専門指導員との関係だが、まず相談窓口は、現在既存の窓口という形で設置するという事になっている。概ね私が知っている範囲では障害福祉課が、あるいは障害者支援課が窓口になっているところがほとんどだと聞いている。なおかつそこに手話通訳が置かれており、ほとんど障害福祉課におかれているケースが多いのも事実である。そして意思疎通支援、手話通訳事業などの申請窓口もやはり同じ障害福祉課である。たとえば手話通訳の派遣の対象の範囲は市によって判断がばらばらということがあるので、断られたとか認められなかった場合、配慮してもらえなかった、差別ではないかという部分が事実発生してきている。そうすると相談窓口は同じ場所になってしまうということで、そこにいる同じ通訳者に非常に相談しづらいということで、そういうケースがうちのセンターに舞い込んでいる。広域専門指導員が別の機関にあるので、相談した方がよいのではないかということで、実際に赴いて関わっていただいたことがあったが、そうすると行政が「なぜ広域を使ったのか」ということで、かなり当事者をたしなめたところがある。いずれにしても広域専門指導員の非常にいい部分というのは、やはりたまたま同じ事業で、同じ課でやりにくいときに市レベルでは対応が難しい、そしたら広域を使うということで非常に大切な役割があるのではないかという周知も非常に必要だと考えている。その辺も、広域の重要性も市が理解していただくことが必要。その辺の話し合いも大切だと思っている。

【渋沢委員】

改定する前のガイドラインをあまり見たことがなく、改めて拝見したが、とてもいいなと思った。ガイドラインはあまり知られていないと思うが、もったいないと思う。難しいかもしれないが、コンパクトにまとめた版、手間もお金もかかるが出来るといいと思う。

もう一点、虐待のところで植野委員もおっしゃっていた、自立支援協議会でまずは虐待の研修について伝えるようなことをやった方がいいのではないかというのは、そのとおりと思いながら、このことも県から各地の市町村や自立支援協議会に、これを作ったから宣伝してくれとか、強めにプッシュするようなことをしてもいいのではないかと思った。

【佐久間委員】

6月、7月に実施した県庁職員向け研修のときに、以前のバージョンを参考させていただいて、例えば「聴覚障害のある方はこういうところに注意してください」など話させていただいたが、それはとても大事なことではないかなと思う。法律家だと、いつも法律の説明のみしてしまうので、「こうすればもっとよくなるんです」と提案すると、「あ、そうなんだ」と、「法律もすごく身近に感じるようになる」など嬉しいコメントいただいたこともあるので、最近はこれを取り入れる形にしている。佐倉でお話させていただいたときもそうだが、結局、ちょっとした気遣いや気配りで大きく変わるということを説明すると、ものすごく身近に感じてもらえると私自身も思っている。こういうことばかりしていると、きちんと法律を説明しなさいと言われてしまうが、それはそれで別のところでやりた

と思う。ガイドラインとかは、身近に自分のことに引き付けて考えられるような形でお伝えしていくのがいいのではと感じた。

(以上)